

組合員の皆様

2016年5月18日

シリア制裁

背景

欧州連合（EU）と米国は、シリア政府とシリア国籍の特定個人および特定組織に対する貿易制裁を引き続き実施しています。本回覧は、シリア絡みの海運及び関連の保険提供に適用される主な制裁措置の概要をお知らせするとともに、最近の情勢によってもたらされ得る影響を説明するものです。

EUによる制裁

EUは2011年5月以降、シリア政府に対して制裁を実施しています。現時点で効力を有しているEUの制裁措置は、EU理事会規則 No.36/2010 修正版および同 No.509/2012 を修正した同 No. 168/2012 に規定されています。

海運業界及び海上保険業界に最も関連のある規定は以下のとおりです。

- 対象項目リストに記載された贅沢品、特定の転用可能品目、化学製品、石油・石油製品の販売、供給、輸送、輸出の禁止。直接間接を問わず、これらの活動に関する経済的支援、保険や再保険の提供も禁止。
- シリア産の原油及び石油製品の輸送の禁止。
- シリア国内の石油・ガス産業で使用される、または同国内に新たな発電設備を設置もしくは建設するために使用することを目的とする、主要設備の提供や技術供与の禁止。

../...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

- シリア国家やその代理として行為を行う者に対する保険・再保険の提供の禁止。
- あらゆる武器とその関連物資ならびに内部弾圧に用いられる可能性のある機器の販売、供給、輸送、輸出の禁止。
- 多数のシリア国籍の個人及び組織の資産凍結、ならびに一般市民に対する暴力的弾圧の責任者と考えられる特定の個人に対する資金その他の経済的資源（物資の供給も含む）の提供の禁止。

上記に加えて、EUは2014年12月12日付で理事会規則 No.1323/2014 を発布し、これにより、ジェット燃料及び燃料添加剤をシリアの組織に対して、またはシリア国内での使用を目的として、販売、供給、輸送、輸出すること、ならびにこれらの活動に関する保険や再保険を提供することが禁止されました。例外はきわめて限定的です。

米国による制裁

米国もシリア及びシリア国籍の個人・組織に対する制裁を継続しています。特に大統領令 13582 に基づく制裁です。禁止事項として以下のものが含まれています。

- シリア国内での新規投資
- 直接間接を問わず、シリアに対するサービスの輸出、再輸出、販売、提供
- シリア産の石油及び石油製品の輸入、取引

米国の制裁は米国籍以外の者への域外適用を意図するものではありませんが、大統領令 13582 は、米国内に存在する財産の所有者が以下の行為を行ったと判断された場合、その所有者がいかなる者であろうと（米国籍以外の者も含まれる）その財産を凍結すると規定しています。

「同大統領令に基づき財産または財産に対する権益を凍結された者に対して、相当程度、援助や出資、金銭的・物質的・技術的支援、または支援目的で物品やサービスを提供した」

なお、「相当程度（materially）」がどの程度かについては定義されておらず、その都度、状況に応じて判断されます。

.../...

最近の情勢

2015年、複数のシリアの海運関連組織が米財務省外国資産管理局（OFAC）によって制裁措置の対象に指定されました。その結果、米国籍の者がこれらの組織と取引を行うことは禁止されています。今回指定された組織は以下のとおりです。

- シリア港湾総局（General Directorate of Syrian Ports）
- ラタキア港湾公社（Lattakia Port General Company）
- タルトゥース港湾公社（Tartous Port General Company）
- シリア海運当局（Syrian General Authority for Maritime Transport）
- シリアン・ジェネラル・シッピング・エージェンシーズ・カンパニー（Shipco）
- シリア商工会議所（Syrian Chamber of Commerce）

このほかにも、LPG やガスオイルを輸送することでシリア政府に相当程度の支援を行ったとして、8 組織（非米国籍）と船舶 7 隻が OFAC によって制裁対象に指定されました。これらの LPG やガスオイルはバニヤス港 (Banias) を経由して運送されたもので、OFAC は同港が「政府の支配下にある」としています。

上記の指定からわかるように、シリアに運び込まれる LPG やガスオイルは、シリア政府の手にわたるおそれがあるため、制裁当局の厳しい監視の下に置かれることになります。従って、このような貨物輸送を依頼された場合は、相当な注意を適切に払い、貨物の荷受人と最終消費者の正体を納得いくまで調べることを強くお勧めします。

また、シリアン・カンパニー・フォー・オイル・トランスポート（SCOT）がバニヤス港で荷揚げする船舶のためのパイプラインネットワークの主たるオペレーターであることにもご注意ください。SCOT は EU と米国両方から制裁対象に指定されており、同社への支払いはすべて制裁違反に問われる可能性があります。バニヤス港を使用する場合は、特別費用であろうと港費の一部であろうと、SCOT への支払いは一切行わないようご注意ください。

最後に、注意喚起として、シリア関連の支払いには米国の銀行や米ドルを一切利用できないことを改めてお伝えしておきます。

現行の対シリア貿易制裁とシリア国籍の特定の個人及び組織に対する指定が効力を有するなか、シリア関連の航海を検討する場合は、相当な注意を適切に払い、荷送人、荷受人、その依頼人も含め、あらゆる関係者の身元を確認するとともに、用船契約が制裁違反になるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、少しでも懸念がある場合は、適宜法律上の助言を求めることをお勧めします。

国際グループの全加盟クラブが同様の回覧を配布しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)